

## 「協力雇用主研修会」実施

令和4年7月4日（月）13時30分から兵庫県民会館にて本年度1回目の「協力雇用主研修会」を開催いたしました。

協力雇用主7社が参加、協力雇用主D社 氏による体験談「保護観察対象者等を雇用して」、神戸保護観察所 統括保護観察官 三角邦彦氏による「職場適応・定着のために」についての解説をしていただきました。

野村氏は、就労した後における対象者の定着と育成についての難しさを具体的に参加メンバーに訴えられました。早く仕事を覚えてもらう為に熱意をもって教えたが、こちらの意図が上手く伝わらず、結局は退職してしまいました。

続いて三角氏には、採用から職場定着までの留意事項について、解説書「大阪府就労支援事業者機構作成」に基づき説明していただきました。

今回参加者の相互交流を図ることを主な目的として開催しましたところ、実際の体験談を聞いていただき、真意は伝わったのではないかと思います。

今後も機構職員一同、協力雇用主の皆様方への一助となりますよう努力してまいりますので、宜しくお願いいたします。



## 令和4年度 兵庫県就労支援事業者機構総会開催

令和4年5月26日（木）15:30～楠公会館 菊水の間にて2年振りに総会が開催されました。

出席者正会員12名、書面表決者12名、計24名が揃ったことで定刻に開会、司会者が本総会は定款第28条に定められる定足数を満たし、有効に成立した旨を告げた後、定款第27条の規定に基づき、出席した正会員の中から選出された瀧川博司会長が議長に就任し、開会を宣言して議案の審議に入りました。

第1号議案 令和3年度事業報告

第2号議案 令和3年度決算について

第3号議案 役員改選について

第4号議案 令和4年度事業計画（案）について

第5号議案 令和4年度予算（案）について

第6号議案 議事録署名人の選任について

以上6議案の審議がなされた結果、いずれも全員異議なく議決しました。

最後に、協力雇用主の拡充とより多くの保護観察対象者の再犯防止に向けて就労支援及び定着支援に全力を尽くす事を誓い、閉会しました。

## 就労支援の主角は、協力雇用主！

（多様な職種の方のご参加をお待ちしています）

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 TEL：078-351-4015



兵庫県マスコットはばタン・更生ペンギンのホゴちゃん

この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。

# 更生保護就労支援だより

## 兵庫県就労支援事業者機構



発行 特定非営利活動法人  
兵庫県就労支援事業者機構  
〒651-0093 神戸市中央区二宮町4-7-  
6 NSビル3階301  
TEL: 078-855-6252  
E-mail: [hssjk.center@gmail.com](mailto:hssjk.center@gmail.com)



誰も取り残さない  
～安全安心な社会と安定した生活のために～

兵庫県労政福祉課長 入江 浩子

平素は、本県の産業労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であっても、保護司、協力雇用主をはじめ、兵庫県就労支援事業者機構、関係者の皆様には、日頃から更生保護活動にご尽力いただいておりますこと、心から敬意を表しますとともに、あらためて感謝申し上げます。

さて、本県では、これまで地域安全まちづくり推進計画により、再犯防止の具体的な取組を推進してきたところですが、国が今年度策定する次期再犯防止推進計画に合わせ、独立した地方再犯防止推進計画を策定することとしています。無職で保護観察を終了した場合の再犯率は有職者の約3倍に上ることや、刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であることなどから、再犯防止と安全・安心な県民生活のためにも、就労による安定した生活基盤の確保が非常に重要であると考えます。

本県では、兵庫県就労支援事業者機構に保護観察対象者等の雇用基盤整備の促進を委託しているほか、民間企業への就職に向けた就職支援プログラム事業や、刑務所出所者・保護観察対象者等を初めて雇用する民間事業者に対して、神戸保護観察所等と連携して最大4ヶ月間の給与、研修費の一部を補助する「刑務所出所者等雇用導入促進事業」を実施しています。「刑務所出所者等雇用導入促進事業」については、今年度、雇用主の皆様にご活用いただきやすい内容の拡充を図りました。実際の雇用に踏み出そうとされる事業者の皆様の後押しとなればと願っています。

また、刑務所出所者・保護観察対象者等の就労や職場定着の重要性について理解を深めていただく機会として、「更生保護就労支援シンポジウム」を例年開催しています。今年度は「寄り添いによる信頼の構築」をテーマに、11月9日（水）に開催します。対象者の就労支援の現状や本人に寄り添う支援者の役割について理解を深めていただく機会になればと考えていますので、ぜひご参加ください。

今後も、「誰も取り残さない」兵庫の実現に向け、神戸保護観察所や兵庫県就労支援事業者機構などの関係団体と緊密に連携し、刑務所出所者・保護観察対象者等の就労促進に努めていきたいと考えています。引き続き、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



## 暴力団離脱者 受入賛助事業所募集について

兵庫県警察及び暴力団追放兵庫県民センターでは、暴力団から真に離脱した暴力団離脱者の社会復帰を支援しており、暴力団離脱者を雇用していただける事業所（受入賛助事業所）を募集しています。

暴力団を弱体化し、壊滅を図っていくためには、暴力団組織を支える人的基盤に打撃を与える必要があります。暴力団員を一人でも多く組織から離脱させ、就労により生活基盤を確立させるなど社会復帰を促すことが重要です。

とはいえ、いざ暴力団離脱者を雇用するとなれば、「会社に損害を与えないか、給料を前借りして失踪しないか」等と様々な不安があると思います。

そこで兵庫県警察等では、

### ○ 雇用給付金支給制度

1年間につき、最大で104万円を支給

### ○ 損害補償金支給制度

3年間につき、事業所に対して刑事上や民事上の損害を与えた場合、累計で200万円を支

という経済的負担の軽減や、リスクに備える制度を設け、継続雇用するための支援を実施しています。

他にも

### ○ 社会復帰アドバイザーによる支援

雇用後も、警察OBで経験豊富な社会復帰アドバイザーが、勤務先を訪問して必要な助言を行

などの支援も実施しています。

事業主の皆さんの中で、受入賛助事業所への登録を希望される方、興味を持たれた方がおられましたら、下記お問い合わせ先までご連絡を頂ければ幸いです。「とりあえず、話だけでも聞いてみたい」でも構いません。

ご連絡頂ければ、お伺いしてご説明させていただきます。

### 【暴力団事務所撤去応援プロジェクト】のご案内

本プロジェクトは、ふるさとひょうご寄附金（ふるさと納税）を活用して、兵庫県内の暴力団事務所撤去に必要な訴訟費用を支援する取組です。皆様からの寄附金を活用して、住民による暴力団事務所使用差止請求を行い、5件の暴力団事務所を撤去に持ち込みました。

あなたの寄附が暴力団のいない安全で平穏な街づくりの助けになります。

暴力団事務所撤去応援プロジェクトの申込みは  
右HPの【ご寄附の手続】をご確認ください。→



【お問い合わせ】兵庫県警察本部暴力団対策課 暴力団排除第一係 ☎078-341-7441  
(公財)暴力団追放兵庫県民センター ☎078-362-8930

## ～立ち直りを支える地域の力～

保護司 F氏



A君は、保護観察を受けているお姉ちゃんの面接時、いつも話題にあがる気になる小学5年生の弟でした。電話でお姉ちゃんへの伝言を聞いてくれた素直でかわいい返事は、今もいとおしく鮮明に覚えています。

両親の喧嘩・離婚騒動の中に置かれた2人は、お母さんが家を出たため、お父さんと3人の生活を始めましたが、長距離運転手のお父さんは1週間に2日程度の帰宅で、5日間は2人で生活している状況でした。姉弟仲が良く、毎日の食事や中学生になったA君のお弁当もお姉ちゃんが作っていました。その大好きなお姉ちゃんに彼ができて妊娠し、彼と共に加古川市へ転居したことで、A君の寂しさは増していったのかもしれませんが。

しばらくして不安は的中し、A君は保護観察処分となり、私の指導・監督を受け始めました。しかし、不良交友は改善されないまま、中学校の卒業式を迎えました。すると本人から「今から明石警察に出頭します」と連絡があり、その後の審判で少年院送致が決定しました。その後私は、少年院に面会に行き、久しぶりに会ったA君の体格が良く、立派に成長していることに驚き、これなら立ち直れるはずだとの期待もしました。もう2度と非行を繰り返さないようにと願いながら帰途についたことを思い出します。

仮退院後は、A君の仕事探しが始まりました。指導をしてくださった就労支援事業所長のCさんからは、「A君は大丈夫、あの子は立ち直る」と力強く言っていただき、彼を指導する心の支えになりました。

しかし、仕事には友人の紹介で就くことになったA君は、不良交遊を再開し、再非行により逮捕されてしまいました。その連絡を受けた時のなんとも言えない気持ちが脳裏に残っています。

二度目の少年院へ就労支援事業所のCさんと一緒に面会に行き、私が保護観察を担当したらだめなのではと悩んだこともありましたが、Cさんからいただいた助言のおかげで、A君が立ち直るまで一緒に頑張ろうという気持ちに変わっていきました。

再び仮退院となったA君が彼女と一緒に来訪したとき、「この子となら立ち直れる」と直感しました。「別れないでね。」と祈りました。そして彼の生活は変化していきました。

保護観察が終了する20歳まで長い月日が過ぎましたが、A君は素晴らしい青年になりました。彼を支えた大きな力は、「彼は立ち直れる」と言ってくださったCさんの励ましの言葉、兄のように寄り添ってくださった主任官の優しさ、そして彼と2歳の子供の家庭を守っている妻となった、あの彼女の愛情、少年期を支えたお姉ちゃんの存在、そしてお母さんの努力に違いありません。

ひとりでは何もできなくても、出会い、支え合いによって人は変わる。～立ち直りを支える地域の力～の必要性を実感しています。

私たち保護司は守秘義務がありますが、人とかかわり、そしていろいろな機関につなぐことで対象者にとってより良い道を見つかることができると思います。

もうしばらく、微力ですが皆様のお力をお借りしながら、立ち直りの支援にかかわっていきたくと思っています。